

発議第2号

「みえ森と緑の県民税」導入に伴う県民の意見聴取を求める意見書について

「みえ森と緑の県民税」導入に伴う県民の意見聴取を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年3月25日 提出

松阪市議会議員 今井 一久  
久松 倫生  
松田 千代

「みえ森と緑の県民税」導入に伴う県民の意見聴取を求める意見書

三重県が導入を目指している「森林づくりのための税」について、「みえ森と緑の県民税条例案」及び「みえ森と緑の県民税基金条例案」が、平成25年2月三重県議会へ提案されている。県の出している情報誌などでは、「みえ森と緑の県民税」の仕組みは、県民税均等割に上乗せする方法で、県民税均等割を納めている方に、さらに課せられるものである。個人は年額1千円（現行の均等割1千円に1千円を上乗せ）、法人は、年額2千円～8万円（現行の均等割額の10%相当）を上乗せするというものである。

用途は①土砂や流木を出さない森林づくり（堆積土砂や流木の除去など）②暮らしに身近な森林づくり（里山・竹林の再生）③森を育む人づくり（森林環境教育の促進など）④木の薫る空間づくり（公共建物の木質化など）⑤地域の身近な水や緑の環境づくり（漂着流木の除去など）というものである（「みんなで支える森林づくりニュース」12号＝平成25年2月）が、県民にとっては一律1千円の県民税の上乗せで、庶民増税そのものではないのか。

導入の発端は、平成23年の紀伊半島大水害からということで、24年1月に「森林づくりに関する検討委員会」がつくられ、8月に県独自の森林づくりに関する税の導入が適当との答申があった。9月に知事が「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の導入を表明、パブリックコメントの実施などがあり、一定の理解が得られたとされ、条例提案となったとのことである。

森林を保全し、林業振興、環境整備、安全防災など重要なことは言うまでもない。問題としては、

- (1) 新たな税がほとんどの県民に周知されていないということ。一部広報などを行っているが、市町議会や議員にさえ知らされていない。パブリックコメントでも、わずか134件でほとんどが「賛成」の意見である。この大增税がすべての県民に周知され、県民の中で議論を充分尽くされているとは言えない。
- (2) 新しい税は10年間とのことであるが恒久的なものか、臨時的なものか、また使

途も明確ではない。市町が徴税の仕事を行うことになると思われるが、徴税事務だけが押し付けられるのではないかという疑問も出てきている。

(3) 三重県の森林予算は、1997年は年間160億円余りであったが、今日、約80億円余りと1/2に減額されたと言われている。国では林業の材木の輸入関税は実質ゼロにされ、「安い外材」が流れ込んで森林が荒廃し、県内の林業従事者も、この30年間余りで1/7に激減している。その結果が、山地の崩壊や豪雨災害につながっている。それだけに、まず何よりも県の予算をせめてもとに戻し、従事者の処遇の改善や人の確保や援助こそ急ぐべきである。県民に税金をかけることの前にまず、そのことを実現すべきである。

(4) しかも、この税金の実施が2014年4月実施で、消費税増税の導入の時期と一緒にある。震災復興税の増税はすでに実施されている中で、大変な庶民大増税を県民にほとんど知らせず、公聴会が1回開かれただけで、県議会だけで強行するのは大問題である。

よって、現状では新たな庶民増税となる「みえ森と緑の県民税」の導入は認められないとともに、県においては、少なくとも県民周知の上、議論を尽くし、納得が得られるか、県民に広く意見を聞くことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

三重県松阪市議会議長 中 森 弘 幸